

自治体における包括的ケアの推進に関する研究

研究分担者：野口正行（岡山県精神保健福祉センター）

研究協力者：石川真紀（千葉県精神保健福祉センター）、伊東千絵子（奈良県精神保健福祉センター）、上田 勲（豊中市役所福祉部福祉事務所）、岡田隆志（福井県立大学看護福祉学部）、柄澤尚江（北広島市役所保健福祉部）、川崎誉代（鹿児島県大隅地域振興局保健福祉環境部）、熊谷直樹（相模原市精神保健福祉センター）、黒田直明（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）、小池純子（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）、柴原彩子（長崎市役所障害福祉課）、清水光恵（滋賀県立精神保健福祉センター）、高桑友美（岡山県精神保健福祉センター）、塚本哲司（埼玉県立精神医療センター）、永田雅子（大口病院）、中曾みのり（広島市精神保健福祉センター）、中原由美（福岡県筑紫保健福祉環境事務所）、名雪和美（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）波田野隼也（mudtplot 合同会社）、花村智紀（静岡市駿河福祉事務所）、林みづ穂（仙台市総合精神保健福祉センター）、平賀正司（東京都中部総合精神保健福祉センター）、藤井宏昭（姫路市役所こども未来局）、前沢孝通（前沢病院）、前林勝弥（静岡市保健所）松岡信一郎（和歌山市保健所）、道崎真平（奈良県精神保健福祉センター）、宮前美紀（日置市役所市民福祉部）、森田南保（高知県須崎福祉保健所）、森永裕美子（岡山県立大学保健福祉学部）、門田雅宏（滋賀県立精神保健福祉センター）、山口文佳（鹿児島県始良保健所兼大口保健所）、山本 賢（埼玉県飯能市福祉部）

要旨

令和 6 年度は、令和 4 年 12 月に一部改正された精神保健福祉法の施行に伴い、精神保健福祉法第 48 条に規定されている「精神保健福祉相談員」に係る精神保健福祉法施行令第 12 条第 3 号に規定する講習会の指定基準が定められたことから、当該講習会の e-learning 動画資料作成を行った。動画は 14 時間の講義について作成した。それぞれ 20 分程度の長さで、業務の間などの時間にも視聴できるようにした。またわかりにくいところや再確認したいところを繰り返し視聴できるようにした。動画作成に先立ち、カリキュラムに基づいてシラバスを作成し、動画に盛り込まれている内容項目を確認できるようにするとともに、各自治体で視聴動画をを用いないで講習会を行いたい場合にも、内容の標準化が図られるようにした。また動画視聴の際の理解のチェックのため、自己チェックリストも作成した。e-learning 動画は国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所地域精神保健・法制度研究部のホームページに掲載することとした。今後はこの動画を含めた講習会の普及により、精神保健福祉相談員の養成が促進され、自治体による任用が増加して、自治体による精神保健の相談支援体制の底上げが強化されることが期待される。

A.研究の背景と目的

令和 4 年 12 月に改正精神保健福祉法が成立

し、第 46 条に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」（以下、「にも包括」）の理念

の実現に向け、精神障害者等に対する包括的支援の確保が法的に明記された。また同条および第 47 条第 5 項の規定により、精神障害者のほか、「精神保健に課題を抱える人」も市町村及び都道府県による相談支援を行うことが求められることになった。

この法制化に先立ち、令和 2 年度から開催された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」にて、全国の市町村のさまざまな相談において、精神保健に関連がある相談内容を受けていること、そしてその対応に苦慮している市町村が多数であることが報告され、自治体の精神保健の重要性が改めて再確認された。また一方で、市町村の人員体制などの課題も明確化された。

令和 3 年度から開催された「地域で安心して暮らせるための精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」でも、これらの議論がさらに深められ、市町村を中心とした体制づくりとそれを都道府県がバックアップする重層的支援体制が基本的構造として確認された。このような動きが令和 4 年 12 月の改正法に盛り込まれたところである。

その一方で、専門職の配置、財源の確保、精神科医療機関との連携、保健所・精神保健福祉センターからの市町村に対するバックアップ体制の確保に課題があることが再確認された。このため、市町村には精神保健に関する相談支援を積極的に担うための具体的かつ実効的な方策が求められることとなった。これを検討するために、令和 5 年 2 月より、「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」¹⁾が開催された。本検討チームでは、精神保健福祉相談員の講習会のあり方の見直しを行うこととなり、従来の 200 時間を超えるカリキュラムから必要な項目を厳選し、22 時間にまで絞り込んだ。このカリキュラムの中で、講義部分の 14 時間について、研究班にて e-learning 動画を作成することにより、全国で行われる講習会の内容を標準化するとともに、各自治体が講義日

程を確保し、講師を選定するための負担軽減も図ることとした。

B.方法

動画の内容の詳細について研究班で検討を行った。研究協力者の岡田隆志が中心となり、全国精神保健福祉相談員会から選ばれた研究班員による作成チームを編成し、講義の担当者を決めて、動画の作成を行った。また「講義 5 精神疾患の基礎知識」については、全国精神保健福祉センター長会の地域包括ケア委員会が、精神保健福祉センターで行われている研修会資料を基にして動画の作成を行った。作成にあたっては、作成チームによる合議を行い、研究班にて確認を行いつつ、必要な修正を行った。

作成にあたっては、動画作成のために、上述の検討チームで確認されたカリキュラムを基にして、シラバスを作成した。シラバスでは、動画に含めるべき内容を項目としてリスト化した。そしてそれを基礎にしながら、動画の作成を行った。なお、シラバスは、視聴動画を用いない場合にも、それぞれの自治体間で講習内容の標準化がなされるように、講義に含めるべき項目についても記載することとした。

各講義はおよそ 20 分程度の長さとし、受講者が業務の合間などの時間に視聴しやすい長さにするように心がけた。「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」の報告書を受けて、講義の対象は、保健師等の「精神保健福祉に関する相談支援を行う自治体職員」を念頭に置いた。なお、基礎的な内容も含めて、視聴動画は保健師等の専門職以外の事務職員等にとってもわかりやすい内容となるように心がけた。なお、精神保健のリーダー的な存在の育成については、上述の検討チームでは今後の課題とされたことから、このような専門職は今回の視聴動画の対象とはしていないが、内容的にはある程度ベテランの専門職の視聴にも耐え

うるものとした。

それぞれの講義の最初にはポイントを明示し、講義の最後にはまとめを記載した。実際の相談支援のスライドでは、複数の事例を提示し、視聴していくことで、事例に対する考え方を学ぶことができるようにした。

パワーポイント資料に基づいて動画の録音を行い、最終的に岡田の所属する福井県立大学研究室によるチェックを行い、最終動画を作成した。動画は国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所地域精神保健・法制度研究部のホームページにアップされ、全国から動画視聴ができるようにした。

また動画視聴を行う際に理解ができているか自己チェックを行うことができるように、自己チェックリストの作成も行い、上記のホームページに掲載した。

C.結果／進捗

最終的なカリキュラムに基づいた講義のシラバスを図 1 に示す。シラバスに基づいた自己チェックリストを図 2 に示す。

このような基本骨格に基づいて作成した e-learning 動画資料は国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所地域精神保健・法制度研究部のホームページにアップロードした。これらの資料一覧は図 3 のようにわかりやすく表示されている²⁾。

(https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/seminar/12_3.html)

ここでは、e-learning 動画一覧のほか、シラバス、自己チェックリスト、および資料の PDF など掲載されている。なお、内容については、紙数の問題もあるため、ここでは図 4 として、「講義 1 精神保健福祉の理念」のみ提示する。

D.考察

以前の精神保健福祉相談員講習会は「精神衛生法施行令第 6 条第 3 号に規定する講習会の指定基準等について」（昭和 41 年 2 月 4 日

衛発第 54 号公衆衛生局長通知）に基本的に依拠したものであり、その後 50 年以上にわたり基本的には改正がなされていなかった。現状として、精神保健福祉相談員の新たな講習会はほとんどなされなくなっている実態もあった。また、令和 6 年 2 月から 3 月にかけて研究班で行った全国の市区町村への調査³⁾でも、200 時間を超える講習会のカリキュラムを編成することも、講習に参加することも非常に難しいとの意見も多数の市町村から出された。こうしたことを踏まえて今回全面的なカリキュラムの見直しを行うとともに、e-learning 動画作成を行うことにしたことは、画期的なことであったと考えられる。

全国の市区町村や保健所、そして精神保健福祉センターは業務が多忙となっており、まとまった研修時間を確保することは容易ではない。この点では、それぞれ 20 分程度で視聴でき、なおかつ、必要に応じて何度も見直すことができる動画を提供できたことで、今後の精神保健福祉相談員養成に向けて弾みをつけることができるものと期待される。また、本視聴動画は専門職に限らず、広く自治体職員のほか、精神保健に関係する幅広い関係者の参考になりうる資料としても貴重である。今後の自治体における精神保健の底上げに資することが期待されるとともに、今後の「にも包括」の構築に向けた保健医療福祉の関係者の共通理解を提供する基礎資料となることも期待される場所である。

今後の課題としては、まずは本動画資料の内容についての評価フィードバックを得ることが必要となる。必要に応じた修正あるいは追加動画の作成なども今後考える必要があるかもしれない。

また、講義以外の演習については、各自治体にゆだねられている。その運営方法、特に事例検討のファシリテートなども標準化が求められる領域である。この点の検討も今後の課題である。

さらには、本動画資料がどの程度活用され

るか、また本動画資料を用いた精神保健福祉相談員講習会がどの程度開催されるか、参加した職員が何人ぐらいになるのか、またそれによって養成された専門職がどの程度精神保健福祉相談員として任用されるかなど、資料の活用状況と精神保健福祉相談員の養成・任用の実態についても今後把握していく必要がある。そしてその要因が何かについても把握する必要がある。また精神保健福祉相談員任用の重要性については自治体による理解のばらつきが推測されるため、全国の自治体への働きかけなどについても今後の検討課題となるかもしれない。いずれにしても、今回の動画作成は、あくまでも「にも包括」構築のために、市町村や都道府県の精神保健福祉相談に関わる職員の幅広い資質向上が目的であり、それにより、「にも包括」構築の推進が目指されているところである。こうした目的に本講習会がどれくらい寄与しているのかは検証の必要があるだろう。

もちろん、本講習会のみでは「にも包括」構築推進には限界がある。「にも包括」全体像を考えながら、諸施策の関連性を持たせながら、今後の施策立案を行うことが不可欠であると言える。このような「にも包括」の企画立案や運営を行うためには、自治体における精神保健のリーダー的な専門職の育成と配置が欠かせない。この点については、令和 5 年の検討チームでは今後の検討課題とされた重要課題である。

さらには、改正法にて努力義務とされた、都道府県による市町村支援に関しては、現在の都道府県の体制でどれくらい可能なのか、今後の体制整備のためにはどのような対処が必要なのかについても検討がなされていない。これらの残された課題についても今後早い時期に検討することが必要である。

E.健康危険情報

特になし。

F.研究発表

- 1.論文発表
特になし。
- 2.学会発表
特になし。

G. 知的財産権の出願・登録状況

- 1.特許取得
特になし。
- 2.実用新案登録
特になし。
- 3.その他
特になし。

文献

- 1) 厚生労働省 精神・障害保健課 「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム 報告書」
令和 5 年 9 月
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029_000005.html よりアクセス可能
- 2) 精神保健福祉相談員講習会
https://www.ncnp.go.jp/nimh/chiiki/seminar/12_3.html よりアクセス可能
- 3) 自治体における包括的ケアの推進に関する研究（研究分担者：野口正行）. 令和 5 年度厚生労働行政推進調査事業補助金（障害者政策総合研究事業）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究（研究代表者 藤井千代） 令和 5 年度総括・分担研究報告書.
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202317044A-buntan1.pdf よりアクセス可能

図 1

【科目】	1 精神保健福祉の理念	時間数 1
【目的】 (大項目) (中項目)	精神保健福祉相談員に必要な価値や倫理を理解する 精神保健福祉の理念を理解する	
【内容】	①精神保健福祉の基本的枠組み及び視点 ②精神障害者の人権及び権利擁護 ③国連障害者権利条約	
【到達目標】(小項目)	【主な講義構成】	
◆ 精神障害者の人権及び権利擁護、福祉に関する理念や考え方について、医学モデルとは異なる理念の重要性を含めて理解する	「精神保健福祉の基盤となる考え方」 ➤ 地域共生社会の実現と精神保健福祉行政 ・ 地域共生社会 ➤ 精神保健福祉に関する基本的な考え方 ・ 精神保健及び精神障害者福祉 ・ ICF ・ ノーマライゼーション ・ ソーシャルインクルージョン ・ 生活モデル (視聴動画:科目1講義1)	
	「精神障害者の権利擁護と自治体政策の基本的枠組み」 ➤ 精神障害者の人権と権利擁護 ・ 精神障害者の人権に関する日本及び世界の動き ・ 権利擁護の範囲と内容 ➤ 自治体における精神保健医療福祉政策の基本的枠組み ・ 「精神保健医療福祉施策の改革ビジョン」の政策理念、施策の方向性 ・ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の政策理念と施策の方向性 (視聴動画:科目1講義 2)	
	「精神保健福祉相談に求められる専門的視点」 ➤ 相談支援の目標 ・ リカバリー ➤ 相談支援で心がける姿勢 ・ エンパワメント・アプローチ ➤ 相談支援で心がける視点 ・ 本人中心 ・ スtrengths ・ パートナリーシップ ・ 権利擁護 ・ 多層的な視点 (視聴動画:科目1講義3)	

1

【科目】	2 精神保健医療福祉の現状及び課題	時間数 1
【目的】 (大項目) (中項目)	精神保健福祉相談員に必要な価値や倫理を理解する 精神保健医療福祉の現状及び課題を理解する	
【内容】	①精神科医療の動向 ②精神保健福祉施策の動向	
【到達目標】(小項目)	【主な講義構成】	
◆ 精神科医療及び精神保健福祉に関連する課題等を含む動向を理解する ◆ 国及び自治体における精神保健医療福祉施策を理解する	「精神保健医療福祉施策の動向」 ・精神保健福祉法 ・精神保健医療福祉の改革ビジョン ・障害者制度改革 ・良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針 ・精神障害にも対応した地域包括システムの構築 (視聴動画:科目2講義1)	
	「精神科医療の現状と精神保健医療福祉の課題」 ➤ 精神科医療受療者の概況 ・精神科入院患者数の推移及び特徴 ・精神科通院患者数の推移及び特徴 ➤ 我が国の精神保健医療福祉の課題 ・精神疾患・障害に対する偏見・差別の解消 ・障害者の尊厳や権利に関する意識の向上 ・本人が望む精神科医療の提供の実現 ・地域生活に必要なサービスの整備、アクセスの向上 (視聴動画:科目2講義2)	
	「『にも包括』構築に向けた自治体の役割」 ➤ 課題解決に向けて取り組む「にも包括」 ・精神障害にも対応した地域包括システムの構築 ➤ 市町村及び都道府県における業務 ・良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針 ・保健所及び市町村精神保健福祉業務運営要領 ・精神保健福祉センター運営要領 ➤ 各行政機関が目指す役割 ・市町村の役割 ・保健所の役割 ・都道府県、精神保健福祉センターの役割 (視聴動画:科目2講義3)	

1

【科目】	3 精神保健医療福祉に関する法律	時間数 1
【目的】 (大項目) (中項目)	精神保健福祉相談員に必要な価値や倫理を理解する 精神保健医療福祉に関する法律及び自治体の役割を理解する	
【内容】	関係法令及び自治体の役割	
【到達目標】(小項目)	【主な講義構成】	
◆ 精神保健福祉法、障害者基本法、地域保健法、社会福祉法、医療観察法等の関係法令に基づいた自治体の役割を理解する	「精神保健福祉法の概要」 □ 精神保健福祉法を学ぶ意義 □ 精神保健福祉法の目的 ・ 障害者基本法及び障害者総合支援法との関連 ・ 精神保健福祉法の対象と国・地方公共団体の責務 □ 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針 □ 精神保健福祉法の構成 ・ 各章の概要 □ 保健及び福祉 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 相談及び援助 ・ 精神保健福祉相談員 (視聴動画:科目3講義1)	
	「精神保健福祉法の入院制度と人権擁護」 □ 精神保健福祉法による入院制度 ・ 精神保健指定医 ・ 入院形態 ・ 精神科救急医療体制 □ 人権擁護に関連した規定 ・ 精神医療審査会 ・ 医療保護入院者退院支援委員会 ・ 入院者訪問支援事業 ・ 精神科病院における虐待防止 (視聴動画:科目3講義2)	
	「地域保健活動に必要な精神保健医療福祉に関する法律や制度」 □ 地域保健法との関連 ・ 地域保健の推進に関する基本的な指針 □ 社会福祉法との関連 ・ 重層的支援体制整備事業 □ 医療観察法との関連 ・ 医療観察法の目的と手続きの流れ □ 障害者総合支援法との関連 ・ 障害福祉サービス等 □ 精神保健／相談支援と関連する様々な法制度 (視聴動画:科目3講義3)	

図1

【科目】	4 精神保健福祉相談員の役割	時間数 2
【目的】 (大項目) (中項目)	地域精神保健福祉活動に必要な知識を習得する 精神保健福祉相談員の役割を理解する	
【内容】	①自治体における精神保健福祉業務 ②精神保健福祉相談員の役割及び意義 ③ライフステージ別の課題 ④支援提供における留意点	
【到達目標】(小項目)	【主な講義構成】	
◆ 自治体が担う精神保健福祉に関する業務を理解する ◆ 精神保健福祉相談員の役割を理解する ◆ 各ライフステージで生じる身体的・精神的・経済的な課題等を理解する ◆ 支援が必要な人や、支援する際配慮が必要な人について、支援提供における留意点等を理解する	「総論」 ➤ 自治体における精神保健福祉業務 ・地域共生社会の実現に向けた精神保健福祉業務への取り組み ➤ 地域包括ケアシステムにおける精神保健福祉相談員の役割 (視聴動画:科目4講義1)	
	「市町村における精神保健業務の実践」 ➤ メンタルヘルスに関する普及啓発 ・心のサポーター養成 ・精神保健教育 ➤ ライフステージにおけるメンタルヘルス課題と精神保健相談 ・多面的な見立ての視点(事例性・即応性・疾病性・緊急性) ・精神保健相談における精神保健福祉相談員の役割 (視聴動画:科目4講義2—1、2—2)	
	「市町村における精神障害者福祉業務の実践」 ➤ 市町村が実施する精神保健福祉に関する相談支援 ・就労支援、生活支援、居住支援、権利擁護 ➤ 市町村圏域における地域包括ケアシステムの統合化 ・協議会(自立支援協議会) ・重層的支援体制整備事業 (視聴動画:科目4講義3)	
	「都道府県における精神保健福祉業務の実践」 ➤ 適切な医療の確保に向けた精神医療との連携 ・都道府県本庁、精神保健福祉センター、保健所の役割 ・都道府県と医療機関、市町村との連携 ➤ 市町村支援、人材育成による体制整備 ・市町村支援、人材育成 (視聴動画:科目4講義4)	
	「個別支援の実践」 ➤ 事例をもとにした実践の紹介 ・早期の相談支援、医療調整 ・訪問支援、危機介入 ・地域移行、地域定着支援 (視聴動画:科目4講義5)	
	「地域包括ケアシステムの構築にむけて」 ➤ 個別支援の課題から地域の課題の抽出 ➤ 協議の場の活用 (視聴動画:科目4講義6)	

1

【科目】	5 精神疾患の基礎知識	時間数 2
【目的】 (大項目) (中項目)	地域精神保健福祉活動に必要な知識を習得する 精神疾患の基礎知識を習得する	
【内容】	①主な疾患の概要及び治療法等 ②精神障害リハビリテーション	
【到達目標】(小項目)	【主な講義構成】	
◆ 主な精神疾患の診断名、原因、症状、治療法等を理解する ◆ 精神障害リハビリテーションの導入から経過、その効果について理解する	「精神疾患の概要」「精神疾患総論」 ➤ 精神疾患の疫学 ・ 外来患者数、入院患者数、平均在院日数 ➤ 発病や経過に影響する要因 ・ 心因性(心的外傷後ストレス障害等) ・ 内因性(統合失調症、双極性障害) ・ 発達障害(自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症等) ・ 器質性(脳炎、パーキンソン病等) ・ 物質誘発性(精神作用物質、その他の薬剤等) ・ 身体疾患による(内科疾患等) ➤ 複数のタイプにまたがるメンタルヘルスの問題 (視聴動画:科目5講義1)	
	「統合失調症」、「気分障害」、「発達障害」、「依存症」、「不安を特徴とする精神疾患群」 ➤ 疫学 ➤ 症状 ➤ 診断 ➤ 治療 ➤ 経過・予後 (視聴動画:科目5講義 2-1～2-5)	
	「精神科医療機関の役割」 ➤ 精神科医療機関の種類 ・ 単科精神科病院、総合病院精神科、精神科診療所 ➤ 精神科医療機関の機能(診断、治療) ➤ 入院が必要な時の判断 ➤ 精神障害者の入院形態 ・ 任意入院、医療保護入院、応急入院、措置入院、緊急措置入院 ➤ 精神科医療機関と自治体等との連携 (視聴動画:科目5講義 3)	

1

【科目】	6 精神保健福祉の相談支援	時間数 4
【目的】 (大項目) (中項目)	地域精神保健福祉活動に必要な知識を習得する 精神保健福祉の相談支援を理解する	
【内容】	①相談支援の目的及び方法 ②相談支援のプロセス ③多職種連携及び多機関連携 ④当事者及び家族との協働	
【到達目標】(小項目)	【主な講義構成】	
◆ 相談支援の目的及び当事者主体の重要性について理解する ◆ 当事者及び家族等と協働しながら相談支援を行うことの意義を理解する ◆ 必要な支援につながりにくい対象を含め当事者及び家族等への支援方法を理解する ◆ 事例をもとに、当事者の意思を尊重しながら相談支援を行う際に必要な知識や技術を理解する ◆ 事例をもとに、精神保健に関する複合的な課題を抱える住民の相談支援に対応できるよう、多職種連携及び多機関連携における相談支援に必要な技術を理解する	「精神保健福祉法での相談に係る条文の確認」 ➢ 精神保健福祉法 ➢ 障害者総合支援法 ➢ 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 (視聴動画:科目6講義1)	
	「相談支援の基本」 ➢ 行政相談の原則と特徴 ・ 行政相談の原則 ・ 精神保健福祉相談の特徴 ➢ 保健活動として行う相談 ・ 保健師活動における健康相談 ➢ 相談実践に必要な基本的な心構え ・ 全住民を対象とする、相談者への心的状況への配慮、家族支援 (視聴動画:科目6講義2)	
	「相談形態の違いと特徴」 ➢ 相談支援の技術 ・ 傾聴、受容、共感 ➢ 相談支援の形態と特徴 ・ 来所による相談 ・ 訪問による相談 ・ 電話による相談 ・ メールによる相談 (視聴動画:科目6講義3-1、3-2)	
	「相談支援のプロセス」 ➢ 精神保健福祉の相談支援に求められる機能 ・ 都道府県(保健所)、市町村の役割と機能 ➢ 相談支援におけるアセスメントのポイント ・ 相談内容に応じた相談の進め方(事例) (視聴動画:科目6講義4、5-1、5-2)	

1

	「多職種・多機関連携」 ➤ 連携の目的と必要性 ➤ 連携を円滑にすすめるためのコツ ・自治体における連携の困難さ ・連携の進め方 ・相談支援における多職種・多機関連携(事例) (視聴動画:科目6講義6-1~6-3) 「当事者及び家族との協働」 ➤ 当事者・家族等との関係性の構築 ・精神障害者及びその家族が経験する差別や偏見 ・当事者、家族の意思を尊重した相談支援 ➤ ピアサポーター・家族等との協働 ・当事者及び家族等の団体の育成、支援 ・当事者及び家族等の団体との協働(事例) (視聴動画:科目6講義7-1~7-3)
--	---

【科目】	7 精神保健医療福祉に関する制度とサービス	時間数 3
【目的】 (大項目) (中項目)	地域精神保健福祉活動に必要な知識を習得する 精神保健医療福祉に関する制度及びサービスを理解する	
【内容】	①各制度の概要及びサービスの機能 ②各関係機関及び専門職の役割と機能	
【到達目標】(小項目)	【主な講義構成】	
◆ 各制度の概要やサービスの機能及び活用方法を理解する ◆ さまざまな関係機関及び専門職の役割を理解する	「関係機関との連携及び協働の必要性」 ➤ 連携および協働の考え方 ➤ 制度やサービスを活用する意義 (視聴動画:科目7講義1)	
	「精神保健医療福祉に係る行政機関」 ・ 市町村、保健所、精神保健福祉センター、都道府県・政令市 主管課の機能と役割 ・ 自治体による重層的な支援体制 (視聴動画:科目7講義2)	
	「精神保健医療に係る医療機関」 ➤ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける医療機関の役割 ・ 包括的支援マネジメント ➤ 多様な課題を支える多職種・多機関による支援 ・ 直接支援、アウトリーチ支援、往診・訪問診療 ・ 精神科デイ・ケア、精神科訪問看護 ・ 精神科救急医療体制、退院後生活環境相談員 ➤ 措置入院者の退院後支援 ・ 地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン (視聴動画:科目7講義3-1、3-2)	
	「相談支援及び障害福祉に係る関係機関」 ➤ 障害者総合支援法におけるサービス ・ 自立支援給付(障害福祉サービス、相談支援) ・ 地域生活支援事業 ➤ 障害者総合支援法における各職種による支援 ・ 相談支援専門員、サービス管理責任者等 ➤ 急性期症状における相談支援の実際(事例) (視聴動画:科目7講義4-1、4-2)	
	「母子保健、児童福祉及び高齢者福祉に係る関係機関」 ➤ 母子保健・児童福祉に係る関係機関 ・ 保健センター、地域子育て支援拠点 ・ こども家庭センター、児童相談所 ➤ 高齢者福祉に係る関係機関 ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所 ➤ 母子保健・児童福祉・高齢者福祉に関連する多機関連携による支援の実際(事例) (視聴動画:科目7講義5-1、5-2)	

図1

	「その他支援機関等」 ➤ 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に係る関係機関 ・ 生活保護制度、福祉事務所 ・ 生活困窮者自立支援制度、相談支援員等 ➤ インフォーマル組織 ・ 自助グループ等 ➤ 8050世帯など世帯全体を支える関係機関による支援の実際(事例) (視聴動画:科目7講義6-1、6-2)
--	---

精神保健福祉相談員講習会 視聴動画(科目1～7) チェックリスト

講習会の修了後、各科目の到達目標の達成度を評価できるよう、チェックリストをご活用ください。

	科目	講義	【チェック項目】	視聴日
価値・倫理	【精神保健福祉の理念】			
	1	1	☐ 精神保健福祉に関する理念や基盤とする考え方について説明できる。	(/)
		2	☐ 精神障害者の人権と権利擁護について説明できる。	(/)
			☐ 自治体における精神保健福祉政策の基本的枠組みを理解している。	(/)
	3	☐ 精神保健福祉相談に求められる視点を理解している。	(/)	
	【精神保健医療福祉の現状及び課題】			
	2	1	☐ 精神科医療及び精神保健福祉に関連する政策の動向を理解している。	(/)
		2	☐ 精神科医療の現状を理解している。	(/)
			☐ 近年の精神保健医療福祉の課題を理解している。	(/)
	3	☐ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた自治体の業務と役割を理解している。	(/)	
【精神保健医療福祉に関する法律】				
3	1	☐ 精神保健福祉法の目的と構成を理解している。	(/)	
		☐ 相談及び援助における自治体の役割に関する規定を理解している。	(/)	
	2	☐ 精神保健福祉法に基づく入院制度を理解している。	(/)	
	☐ 精神障害者の人権擁護に関する規定や制度を理解している。	(/)		
	3	☐ 地域保健活動に必要な精神保健医療福祉に関連する法律や制度を理解している。	(/)	
知識・技術	【精神保健福祉相談員の役割】			
	4	1	☐ 地域共生社会の実現に向けた精神保健福祉業務への取り組みを理解している。	(/)
			☐ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」における精神保健福祉相談員の役割を理解している。	(/)
		2-1	☐ 市町村におけるメンタルヘルスに関する普及啓発や精神保健教育の取り組みについての実践方法を理解している。	(/)
		2-2	☐ 各ライフステージで生じる身体的・精神的・経済的な課題等を理解している。	(/)
			☐ メンタルヘルスに課題のある者やその家族等からの相談支援の際に必要な見立ての視点を理解している。	(/)
		3	☐ 精神障害者福祉業務における様々な地域資源(就労・生活支援・居住等)の把握、活用の取り組みを理解している。	(/)
			☐ 市町村圏域における地域包括ケアシステムの統合に向けた取り組みの必要性について説明できる。	(/)
4	☐ 精神科医療との連携に必要な都道府県の業務及び役割を理解している。	(/)		
	☐ 市町村支援及び人材育成に関する実践方法を理解している。	(/)		
5	☐ 精神保健福祉に関する相談支援及び訪問支援等における精神保健福祉相談員の見立ての視点や留意点を理解している。	(/)		
	☐ 精神保健医療福祉に関連する領域の支援機関と連携体制を構築する必要性について説明できる。	(/)		
6	☐ 個別の相談支援を起点とした地域課題の抽出までの一連の考え方について説明できる。	(/)		
	☐ 協議の場を活用した市町村と都道府県等による重層的な支援体制構築の取り組み方を理解している。	(/)		

【精神疾患の基礎知識】				
5	1	☐ 主な精神疾患の診断名、原因、症状、治療法等を理解している。 ☐ 精神疾患の治療およびリハビリテーションにおける包括的視点の重要性を理解している。	(/)	
	2-1	☐ 統合失調症の疫学、症状、診断、治療、経過を理解している。	(/)	
	2-2	☐ 気分障害の疫学、症状、診断、治療、経過を理解している。		
	2-3	☐ 発達障害の疫学、症状、診断、治療、経過を理解している。		
	2-4	☐ 依存症の疫学、症状、診断、治療、経過を理解している。		
	2-5	☐ 不安を特徴とする精神疾患群の疫学、症状、診断、治療、経過を理解している。		
3	☐ 精神科医療機関の種類や役割を理解している。 ☐ 精神障害者の入院形態について説明できる。	(/)		
	【精神保健福祉の相談支援】			
6	1	☐ 自治体が行う相談支援の目的を理解している。 ☐ 自治体が行う相談支援の根拠法令や条文を理解している。	(/)	
	2	☐ 自治体が行う相談の原則について説明できる。 ☐ 相談支援の基本となる当事者主体の重要性について説明できる。	(/)	
	3-1	☐ 信頼関係を構築するための相談支援の技術を理解している。	(/)	
	3-2	☐ 面接、電話等の相談支援の形態ごとの利点や留意点について説明できる。		
	4	☐ 自治体に求められる精神保健福祉に関する相談支援の機能を理解している。 ☐ 相談支援におけるアセスメントのポイントについて説明できる。	(/)	
	5-1	☐ 事例をもとに、必要な支援につながりにくい当事者及び家族へのアプローチ方法を含む相談支援のプロセスを理解している。	(/)	
	5-2			
	6-1	☐ 複合的な課題を抱える住民の相談支援における多職種・多機関連携の必要性について説明できる。 ☐ 多職種・多機関連携における精神保健福祉相談員の役割を理解している	(/)	
	6-2			
	6-3			
	7-1	☐ 当事者及び家族等と協働するためには関係性の構築が重要であることを理解している。 ☐ ピアサポートの概念を理解したうえで、ピアサポーター等との協働のポイントについて説明できる。 ☐ 当事者の意思を尊重しながら行う相談支援及び当事者等との協働に必要な視点を理解している。	(/)	
	7-2			
	7-3			
【精神保健医療福祉に関する制度とサービス】				
7	1	☐ 関係機関との連携及び協働の必要性について説明できる。	(/)	
	2	☐ 精神保健医療福祉に係る行政機関の役割及び機能を理解している	(/)	
	3-1	☐ 精神保健医療福祉に係る各制度の概要やサービスの機能と専門職の役割を理解している。 ☐ 事例をもとに、精神保健医療の制度やサービスの活用方法を理解している。	(/)	
	3-2			
	4-1	☐ 障害者総合支援法における関係機関や職種の役割と連携について理解している。 ☐ 急性期症状を呈する者を支援するために必要な関係機関との連携のポイントを理解している。	(/)	
	4-2			
	5-1	☐ 母子保健、児童福祉及び高齢者福祉に係る課題に対応した関係機関の役割を理解している。 ☐ 母子保健の支援事例をもとに、様々な世代を支える関係機関との連携のポイントを理解している。	(/)	
	5-2			
6-1	☐ 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の概要と職種の役割を理解している。 ☐ 8050世帯への支援事例をもとに、世帯全体を支える関係機関との連携のポイントを理解している。	(/)		
6-2				
受講 (年度)		受講者氏名 []	所属長確認 []	



国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部

・ [概要](#) [研究](#) [業績](#) [研修](#) [効果的な実践](#) [ツール集](#) [スタッフ](#) [連絡先](#) [リンク](#)

・ [» 研修](#) » 精神保健福祉相談員講習会

精神保健福祉相談員講習会

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第十二条第三号に規定する講習です

ガイダンス

ガイダンス
はじめにご覧ください

e-learning 教材（動画）

精神保健福祉相談員講習会 e-learning 教材（動画）

YouTubeから動画を視聴できます

講義資料・シラバス

精神保健福祉相談員講習会 講義資料・シラバス

e-learning（動画）資料をPDFでダウンロードできます

演習資料

精神保健福祉相談員講習会 演習資料

演習を実施する際に活用いただける資料です
（準備中）

資料作成：令和6年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する政策研究」（研究代表者：国立精神・神経医療研究センター 藤井千代）分担研究「自治体における包括的ケアの推進に関する研究」（研究分担者：岡山県精神保健福祉センター 野口正行）

作成協力：全国精神保健福祉相談員会、全国精神保健福祉センター長会



精神保健福祉相談員講習会 e-learning教材(動画)

動画を視聴する際は、画質の解像度を高くして視聴してください。「設定」画面で変更ができます(720p以上推奨)

科目1：精神保健福祉の理念

1-1)	講義1 精神保健福祉の基盤となる考え方	■
1-2)	講義2 精神障害者の権利擁護と自治体政策の基本的枠組み	■
1-3)	講義3 精神保健福祉相談に求められる専門的視点	■

科目2：精神保健医療福祉の現状及び課題

2-1)	講義1 精神保健福祉医療施策の動向	■
2-2)	講義2 精神科医療の現状と精神保健医療福祉の課題	■
2-3)	講義3 「にも包括」構築に向けた自治体の役割	■

科目3：精神保健医療福祉に関する法律

3-1)	講義1 精神保健福祉法の概要	■
3-2)	講義2 精神保健福祉法の入院制度と人権擁護	■
3-3)	講義3 地域保健活動に必要な精神保健医療福祉に関する法律や制度	■

科目4：精神保健福祉相談員の役割

4-1)	講義1 総論	■
4-2-1)	講義2-1 市町村における精神保健業務の実践 1) メンタルヘルスに関する啓発、精神保健教育の取り組み	■
4-2-2)	講義2-2 市町村における精神保健業務の実践 2) ライフステージと精神保健相談	■
4-3)	講義3 市町村における精神障害者福祉業務の実践	■
4-4)	講義4 都道府県における精神保健福祉業務の実践	■
4-5)	講義5 個別支援の実践	■

図4 精神保健福祉相談員養成講習の動画例（全国精神保健福祉相談員会作成協力）

科目 1

精神保健福祉の理念

講義 1

精神保健福祉の基盤となる考え方

1

1

図 4

到達目標

- 精神障害者の人権及び権利擁護、福祉に関する理念や考え方について、医学モデルとは異なる理念の重要性を含めて理解する

2

2

図 4

全ての講義で用いる法律等の略称

略称	正式名称
精神保健福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
医療観察法	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
障害者権利条約	障害者の権利に関する条約

3

3

図 4

1) 地域共生社会の実現と 精神保健福祉行政

4

4

図 4

精神保健福祉は 「精神保健」＋「精神障害者福祉」の融合

精神保健福祉法 第1条（目的）

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、
精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、
障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立
と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、
並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進
に努めることによって、**精神障害者の福祉の増進及び国民の
精神保健の向上を図ることを目的とする。**

5

5

図 4

行政機関の役割

- 福祉サービス供給組織が多元化するなかで、その供給組織では対応できない住民の多様な福祉課題に対して、**対人サービス**を行っていくこと。
- 住民の生活実態と福祉課題の把握、計画・政策の立案、管理運営、団体・サービス供給組織・機関に対する関係調整やネットワーク化を図ること（**アドミニストレーション機能**）である。

出典：岡部卓「行政機関の役割と機能」『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規,2007. を改変

6

6

図 4



障害がある、ないにかかわらず、
 女の人も男の人も、お年寄りも若い人も、すべての人が
 お互いの人権（**私たちが幸福に暮らしていくための権利**）や
 尊厳（**その人の人格を尊いものと認めて敬うこと**）を大切にし、
 支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会、
 これを「**共生社会**」といいます。
 この「共生社会」をともにつくっていかねばなりません。
 社会には、さまざまな状況や状態にあつたりする人々がいます。
 「共生社会」は、**さまざまな人々が、すべて分け隔てのなく暮ら
 していくことのできる社会**です。

地域の課題を解決するために、住民を含め多様な人たちが
 支え合い、地域をともに創っていく「**地域共生社会**」へ

出典：首相官邸『政策会議 「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム』, 2020 を一部改変

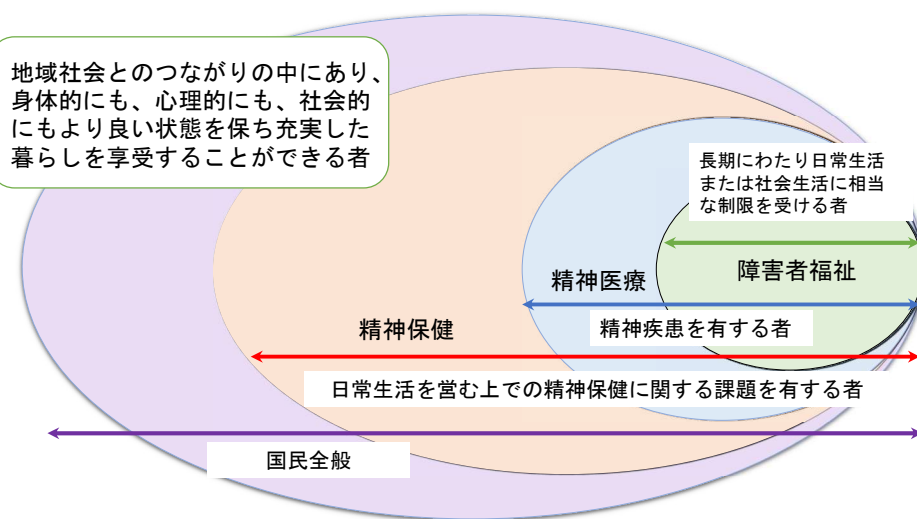
7

7

図 4

精神保健医療福祉領域での支援範囲

地域社会とのつながりの中にあり、
 身体的にも、心理的にも、社会的
 にもより良い状態を保ち充実した
 暮らしを楽しむことができる者



8

8

図 4

精神保健福祉行政が目指すこ

と

地域共生社会
の実現

精神保健福祉の
基盤となる考え方



すべての人々が地域でともに暮らし、**誰一人**取り残されない社会の
「**誰一人**」の中に、**精神障害者や日常生活を営む上での精神保健に
関する課題を有する者が含まれている社会の実現**

9

9

図 4

2) 精神保健福祉に関する 基本的な考え方

10

10

図 4

精神保健の課題（＝メンタルヘルス課題） を有する者の一例

長らく自宅に引きこも
って外出ができず、
どうしていいのかも
わからないでいる

虐待や暴力の被害を
受けてしまっている、
加害してしまうほど気持
ちが追い詰められている



死んでしまいたいと
思うほど経済的・社会
的に困窮している

子育てあるいは介護で
誰からの協力も得られ
ず心身ともに疲れ切っ
ている

11

11

図 4

メンタルヘルス課題とは



メンタルヘルス不調・・・精神的健康が損なわれている状態



生活のしづらさ・・・生活するうえでの困難さ、生きづらさ



支援や制度が行き届かず、取りこぼされてしまう



【ウェルビーイング】

精神疾患の有無にかかわらず、地域社会とのつながりの中
にあり、身体的にも、心理的にも、社会的にもより良い状
態を保ち充実した暮らしを享受することができる

12

12

図 4

社会から排除・孤立させられやすい精神障害者

精神疾患・精神障害の特徴

- 精神疾患は、脳の機能障害等により感情や行動に影響が表れる治療や療養が比較的長期間に及ぶ
- 精神疾患の影響による判断能力の低下などから、日常生活や社会参加に困難をきたしやすい
- 本人にも周囲にもみえにくく、一目では生きづらさがわかりにくい
- 人間関係など周りの環境の変化に対応することが困難

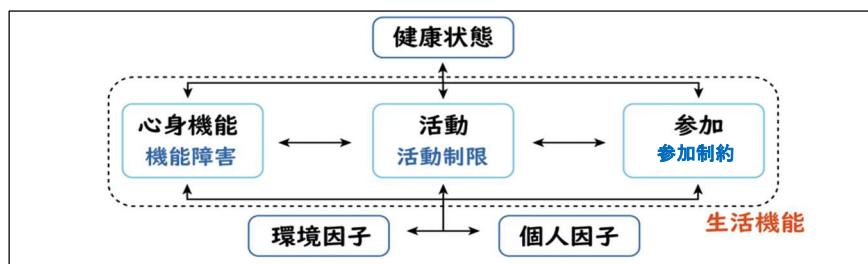
あらゆる生活のしづらさの原因が精神疾患の影響と解釈されてしまう

13

13

図 4

障害は精神疾患だけによって生じるものではない



(ICF：生活機能と障害の国際分類)

心身機能 身長・体重、健康状態等に伴う認知機能、身体機能の状況

活動 日常的な生活動作（ADL・IADL）

参加 地域とのかかわり、人生の楽しみや社会での存在を実感する機会

環境因子 家族等の人間関係、住まいや仕事などの生活状況、利用可能な制度・サービス

個人因子 個人の年齢や性格、体力、ライフスタイル、経験

14

14

図 4

精神障害者が置かれてきた歴史的背景

年	背景
1900年～	自宅内で行動を制限する「私宅監置」が法律で認められていた。
1950年～	治療と保護の対象として入院治療が優先されるようになった。
1960年～	精神障害者が地域で米大使を刺傷させた事件（ライシャワー事件）、が発生し、社会が危険な存在と認識。 * 精神衛生相談員制度、通院医療費公費負担制度が創設された * 精神科特例制度により、精神科病床が増大した * 偏見・差別により、地域の監視体制が強化され地域から切り離された

15

15

図 4

精神障害者が置かれてきた歴史的背景

年	歴史的背景
1970年～	精神科病院での暴行事件をはじめとする人権侵害事件が発覚。 * 人権擁護を求める声が高まり、法整備が始められる。
1990年～	障害者の範囲に精神障害者が含まれる。 身近な保健サービスが市町村に。 * 精神障害者のための手帳制度や社会復帰制度が創設
2000年～	小学校での無差別殺傷事件が報道され、精神障害者への誤解や偏見、社会からの厳しい見方が強まる。 住まいの場の確保など地域の受け入れ条件が整えば退院可能な者約7万人の解消などを図るべく、精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化が進められる。 * 「入院医療中心から地域生活中心へ」が政策理念に。

16

16

図 4

- 精神疾患・精神障害の無理解から、人々からの差別や偏見に苦しんできた
- 入院医療の充実を図ることが政策として主に取り組まれてきた
- 地域の支援制度の整備が遅れ、当事者の生活を社会全体で支えるべきところも家族が中心となって支え続けてきた



あたりまえのように地域で暮らすことを社会によって制限されてしまっていた。

17

17

図 4

ノーマライゼーション

障害がある人々を「ノーマルな人にする」のではなく、社会がその障害を受容して、障害の有無に左右されない「ノーマルな生活環境にする」こと



ソーシャルインクルージョン

社会的に弱い立場にある人々を含め、誰一人取り残さず、すべての人が地域社会に参加し、共に生きていくこと



地域共生社会の実現

18

18

図 4

地域精神保健福祉活動の基本方針

地域生活支援を念頭に置く

「入院での医療」中心から、「**地域での生活支援**」中心へ

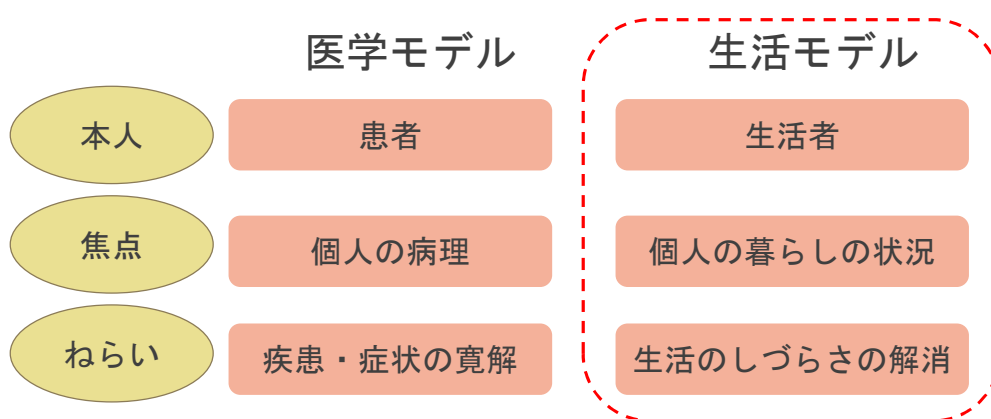
精神疾患や障害が重いと考えられる人も含め、その人が暮らす拠点は
住み慣れた地域であると、支援者とともに住民が認識できることを目指す

19

19

図 4

個別支援における2つの捉え方



生活の質の向上により、その人らしい暮らしが営めることを共通
の目標として、相互のモデルは補完し合っていくものである。

* 社会モデルは、障害者等が平等に参加できるように社会的な障壁を除去するなど、社会の制度や風土を変革する考え方

20

20

相談者の基本的な捉え方

＜相談支援の対象＞

- ・精神障害がある者
- ・メンタルヘルスの課題を有する者

精神障害等を
有する者

＜捉え方＞

我が街で暮らす一人の住民が、多様な希望・意向を持ちながらも、精神疾患や社会環境によってもたらされる生活のしづらさを抱えていて困り、苦しんでいる。

精神障害等を有する者への支援は、住民への健康増進のための支援、生活環境の改善に向けた支援の延長線上にある

21

21

講義 1 まとめ

1. 地域共生社会の実現に向けて、精神保健福祉相談員は主に精神障害者やメンタルヘルスの課題を有する者への支援を行う。
2. そのような人々が支援や制度からこぼれ落ちてしまったり、社会から排除されてしまったりすることがないように、地域生活支援を念頭に置いた支援を行っていく必要がある。

22

22

参考文献・資料

1. 地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究（研究代表者：藤井千代）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究（分担研究者：野口正行）編『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の手引き-地域共生社会を目指す市町村職員のために(詳細版)』2022.
2. 障害者福祉研究会編『ICF国際生活機能分類－国際障害分類改訂版』中央法規出版,2002.
3. 河東田博『ノーマライゼーション原理とは何か: 人権と共生の原理の探究』現代書館,2009.
4. 谷中輝雄『生活支援-精神障害者生活支援の理念と方法-』やどかり出版,1996.
5. 池淵恵美『こころの回復を支える 精神障害リハビリテーション』医学書院,2019.
6. 住谷茂監修「ソーシャルインクルージョン辞典」『ソーシャルインクルージョンを考える Webメディア シンク』 <https://www.socialinclusion.saiseikai.or.jp/encyclopedia/>

ご視聴ありがとうございました。

続いて、【講義 2】

精神障害者の権利擁護と自治体政策の基本的枠組みの動画をご覧ください。